

## シューズプロモーション企画・運営業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務の概要

(1) 委託業務名

シューズプロモーション企画・運営業務

(2) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(4) 契約上限額

金6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 3. 応募資格、必要な資格等

次に掲げる要件をすべて満たしている法人

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないものであること。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。

#### 4. スケジュール

- (1) 公募要領等の配布開始 : 令和5年3月27日(月)午後2時
- (2) 参加申請書の提出期限 : 令和5年4月10日(月)午後5時まで
- (3) 質問票の提出期限 : 令和5年4月10日(月)午後5時まで
- (4) 質問に対する回答 : 令和5年4月21日(金)まで
- (5) 企画提案書・見積書の提出期限 : 令和5年5月11日(木)午後5時まで(必着)
- (6) 選定委員会(プレゼンテーション)の開催 : 令和5年5月15日(月)～5月19日(金)
- (7) 委託候補者の決定・契約締結 : 令和5年5月下旬予定

#### 5. 応募手続き等に関する事項

##### (1) 参加申請書の提出

- ① 受付期間 令和5年3月27日(月)から令和5年4月10日(月)午後5時まで
- ② 提出先 神戸市経済観光局ファッション産業課 ([fashion@office.city.kobe.lg.jp](mailto:fashion@office.city.kobe.lg.jp))
- ③ 提出書類

ア. 参加申請書(様式第1号)

イ. 参加資格確認書(様式第2号)

ウ. 共同企業体参加届出書(様式第3号)

エ. 法人登記簿謄本(提出日から起算して3か月以内に発行された正本) <必要な場合>

オ. 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書(直近1年分、写しでも可) <必要な場合>

※滞納がないことを納税証明により証明すること。

※当該市町村にて上記様式がない場合は各市町村税の納付を証する証明書様式にて提出すること。

ただし、エ及びオについては下記のとおり。

- ・神戸市の入札参加資格がある場合及び直近3か月以内に神戸市経済観光局に別件で提出しており、かつ内容に変更がない場合は提出不要。
- ・共同企業体の構成員となる企業についても提出すること。

##### ④ 提出方法

- ・「ア. 参加申請書」、「イ. 参加資格確認書」

電子メールで提出。その際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。

- ・その他(ウ～オ)

郵送又は持参により提出。

##### ⑤ 提出部数 各1部

##### (2) 質問の受付

- ① 受付期間 令和5年4月10日(月)午後5時まで
- ② 提出先 神戸市経済観光局ファッション産業課 ([fashion@office.city.kobe.lg.jp](mailto:fashion@office.city.kobe.lg.jp))
- ③ 提出方法 電子メールで提出  
その際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。

#### ④ 回答方法

参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を令和5年4月21日（金）までに電子メールにて送付する。なお、質問者の氏名等は公表しない。

#### ⑤ その他

神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

### (3) 企画提案書・見積書の提出

①受付期間 令和5年3月27日（月）から令和5年5月11日（木）午後5時まで（必着）

②提出先 神戸市経済観光局ファッション産業課 ([fashion@office.city.kobe.lg.jp](mailto:fashion@office.city.kobe.lg.jp))

③提出方法 電子メールまたはDVD-R等の電子媒体で提出

電子メールの場合は、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。

#### ④企画提案書

ア. 様式自由・A4サイズで印刷可能なもの。

イ. 企画提案書は、合わせて概ね20ページ以内に収め、必ずページ番号を付記すること。

ウ. 企画提案書の必須記入項目は、下記のとおりとする。提案書に必須記入項目が欠けている場合は、事業者選定後に市と協議して、予算の範囲内で対応すること。

(ア) 企画全体のコンセプト、期待される効果等

(イ) 本業務の実施スケジュール

(ウ) 取扱店舗の調査方法

(エ) 協力店舗の選定方法

(オ) 事業名称及び共通ロゴ決定の進め方

(カ) 制作物のイメージ

(キ) 情報発信及び収集方法

(ク) キャンペーンの実施内容

(ケ) 運営体制（業務責任者を明記）

#### ⑤見積書・収支計画

様式任意・A4またはA3サイズで印刷可能なもの。内訳がわかるように記載すること。

#### ⑥会社概要

## 6. 選定方法・結果の通知・契約

### (1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

① 全体【10点】

② 企画内容①（取扱店舗の調査）【5点】

③ 企画内容②（協力店舗の選定）【10点】

④ 企画内容③（事業名称及び共通ロゴの決定）【10点】

⑤ 企画内容④（協力店舗のPR）【25点】

⑥ 企画内容⑤（キャンペーン）【10点】

- ⑦ 実施体制の確保【10点】
- ⑧ 過去の実績【5点】
- ⑨ 提案価格の妥当性【5点】
- ⑨ 地元企業への加点【10点】

## (2) 選定方法

①本企画提案の審査については、シューズプロモーションの企画・運營業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、その意見を受けて選定する。  
選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の内容の審査を行う。

### ②プレゼンテーション

ア. 日 時 令和5年5月15日（月）～5月19日（金）のいずれか（予定）

イ. 場 所 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館

（状況によってはオンラインでの実施となる場合があります。）

ウ. 内 容 企画提案書（様式自由）に基づくプレゼンテーション

（15分程度、質疑応答は別途）

※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

※説明の際は、企画提案書の内容に沿った説明を行うこと。

### ③注意事項

- ・審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合には、審査項目「1. 企画・運営」の得点が高い方とする。それでも複数いる場合には、選定委員会において合議のうえ決定するものとする。
- ・得点の合計が6割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。
- ・委託予定事業者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
- ・委託予定事業者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を可能とする。

## (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

#### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と審査員の平均点、他の応募者の審査員の平均点を掲示する。

### 7. その他

#### (1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ⑦ 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式は任意）」により本要領8の担当部署に届け出ること。
- ⑧ 委託予定事業者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を可能とする。

### 8. 問い合わせ先及び書類の提出先

住所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 4階

神戸市経済観光局ファッション産業課

担当：河野

電話：078-984-0349／FAX：078-984-0339

電子メールアドレス：[fashion@office.city.kobe.lg.jp](mailto:fashion@office.city.kobe.lg.jp)

### 審査項目

評価項目	採点基準	配点
<b>1 企画・運営</b>		<b>70</b>
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の目的を十分に理解し、達成に向けて効果的な提案になっているか。</li> <li>・神戸のシューズ産業の活性化や認知度の向上に繋がる提案内容になっているか。</li> <li>・業務スケジュールを明確にし、計画的な作業工程か。</li> </ul>	10
企画内容① (取扱店舗の調査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「神戸産の靴」の取扱状況等の実態調査について、取扱店舗の掘り起こしが期待できる提案内容になっているか。</li> </ul>	5
企画内容② (協力店舗の選定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力店舗の選定について、事業主旨を理解し、適切に募集し、選定する提案内容になっているか。</li> <li>・応募可能店舗への周知、協力依頼等の内容・方法において、多くの協力店舗の参画が期待できる提案内容になっているか。</li> </ul>	10
企画内容③ (事業名称及び共通ロゴの決定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を効果的に発信できる名称及び共通ロゴを協力店舗等と共同で検討し、決定できる提案になっているか。</li> </ul>	10
企画内容④ (協力店舗のPR)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リストやMAP、リーフレットは、内容・デザイン性において、効果的なものになっているか。</li> <li>・PRツールは、来店促進や来店者の対象商品認知において、視認性が高く、効果的でわかりやすく、店舗が取り扱いやすいデザインや形状、取り付け方法になっているか。</li> <li>・情報発信及び収集は、国内外に多角的に発信し、幅広い層に向けた効果的な提案内容になっているか。</li> </ul>	25
企画内容⑤ (キャンペーン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「神戸産の靴」に触れ、体験できる機会の創出及び購入に繋がる提案内容になっているか。</li> </ul>	10
<b>2 実施体制</b>		<b>15</b>
実施体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を遂行するにあたり、十分な実績を有しているか。</li> <li>・管理責任者を明確にし、その上で担当スタッフが十分に配置されているか。</li> </ul>	10
過去の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年以内に同様の事業を運用した実績を有しているか。</li> </ul>	5
<b>3 価格点</b>		<b>5</b>
提案価格の適正さ	価格点=5点満点×(最低見積価格/事業者の提案価格) ※小数点第1位四捨五入	5
<b>4 地元企業に対する優先的取扱い</b>		<b>10</b>
地元企業への加点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元：市内に本店を有する業者…10点、準地元：市内に支店・営業所等を有する業者…5点、その他…0点</li> </ul>	10
		<b>100</b>